

諮問日：令和3年3月10日（令和2年度（最情）諮問第40号）

答申日：令和3年7月26日（令和3年度（最情）答申第11号）

件名：決定調書に公印がない事務処理が法令等を遵守した処理であるのかがわかる  
決裁文書等の不開示判断に関する件（苦情申出期間の徒過）

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「最高裁判所の決定調書に公印がない。国民の人命財産にかかわる決定文書に公印がないものは、無効である。この種の事務処理には、法令等が必置であり、これを遵守した処理であるのか経緯がわかる決裁文書及び責任者の署名押印等がわかるもの。」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が本件開示申出文書は作成し又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）に対してされた苦情の申出について、適式な苦情の申出として扱わないとすることは、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和2年10月12日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ（以下、申し出られた苦情を「本件苦情の申出」という。）、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

取扱要綱は、裁判所でのみ適用されているものであり、一般国民が一般常識でもって知ることは、絶対に不可能である。

これを根拠に令和3年2月15日付け異議申立書の不審点1を、最高裁判所事務総長が司法行政文書と認めながら、取扱要綱の苦情申出期間（3か月）経過を適用することは、著しく不当な行為である。

しかも、令和2年10月12日付け最高裁秘書第2409号最高裁判所事務総長の司法行政文書不開示通知書の2で、「公印のない調書は作成又は取得していない」との通知があった。

不審に思い、私なりに調査をしたが裁判所の協力は得られず、複数の弁護士らにも理解している者はいなかった。この調査に時間を要したのである。

通常、他の自治体等の公共機関や良心的企業にあつては、期限等の条件付文書等には、その旨の案内文書等が同封されている。

要するに、弱い立場の相手方が不利にならないよう配慮されているが、通知書には、そのような文書等は同封されていなかった。

知らせるべきものを知らせないで、弱い立場の者に負担を強いる行為は、正義を守る最高裁判所の姿勢ではないと思います。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 取扱要項記第11の2の(1)においては、開示の申出を受けた裁判所がした司法行政文書の全部又は一部の不開示の判断に対する開示申出人からの苦情の申出は、原判断の通知が到達しなかったことが明らかな場合、その他正当な理由がある場合を除き、開示申出人に対し原判断の通知を発した日から3か月以内に行わなければならないものとされている。

しかし、苦情申出人は、原判断の通知を発した日である令和2年10月12日から3か月を超えた令和3年2月16日に苦情の申出をした。

- 2 そこで、本件苦情の申出がされた後、苦情申出人に対し、苦情申出期間を経過して申出をしたことについての正当な理由の有無等に関する意見を提出するよう依頼し、「回答書」の提出を受けたが、本件苦情の申出について、上記正当な理由があることをうかがわせる事情は存在しない。

なお、この点について、苦情申出人は、取扱要綱は、裁判所でのみ適用されているものであり、一般国民が一般常識でもって知ることは絶対に不可能であるなどと主張するが、取扱要綱は、裁判所のホームページに掲載して広く公表

している。

- 3 よって、本件苦情の申出については、適式な苦情の申出として取り扱わないのが相当である。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年3月10日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年6月11日 審議
- ④ 同年7月16日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 本件苦情の申出は、原判断の通知を発した日である令和2年10月12日から3か月が経過した令和3年2月16日にされたものであるから、取扱要綱記第11の2の(1)に定める苦情申出期間を徒過してされたものであるといえる。

この点について、苦情申出人は、取扱要綱は、裁判所でのみ適用されているものであり、一般国民が一般常識でもって知ることは絶対に不可能であるなどと主張するが、取扱要綱は裁判所のホームページに掲載され広く国民に公表されている。

そのほか、本件苦情の申出が期間を徒過してされたことについて、取扱要綱記第11の2の(1)の「正当な理由」があることをうかがわせる事情は認められない。

- 2 以上のとおりであるから、本件苦情の申出は、取扱要綱に定める苦情申出期間を徒過してされたものであり、そのことについて正当な理由があるとも認められないので、これを適式な苦情申出として扱わないこととする旨の最高裁判所事務総長の判断は、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長            高   橋            滋

委            員            門   口   正   人

委            員            長   戸   雅   子